

# 公文書等管理条例について

宇部市総務課

## 公文書等管理条例とはどのようなものか？

公文書（宇部市の職員（公営企業を含む。）が職務上作成し、又は取得した文書等で、決裁等の意思決定の手続が終了し、現に保有しているもの）の作成・取得、整理・保存、移管・廃棄を統一したルールで規律する。

後世に残すべき歴史資料として重要な公文書を「**歴史公文書**」と定義し、永久に保存するとともに市民に利用してもらおう。

## 国の公文書等の管理について

平成23年4月1日 **「公文書等の管理に関する法律」**が施行

※それまで公文書の管理について法律では、  
情報公開法（平成13年4月1日施行）第22条第1項において、  
「行政機関の長は、この法律の適正かつ円滑な運用に資するため、  
**行政文書を適正に管理する**ものとする。」とだけ規定されていた。

しかし、これはあくまで情報公開制度の運営を支援する観点から、文書管理に関する規定を設けたに過ぎない……。

国の行政事務全体をカバーする**包括的な文書管理の基本法**として制定された。

この法律により**地方公共団体においては公文書の適正な管理に関して努力義務**が課せられている。

（参考）公文書等の管理に関する法律

（地方公共団体の文書管理）

第34条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その**保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する**よう努めなければならない。

## 近年の国の公文書管理をめぐる問題

### 南スーダン日報問題

平成28年、自衛隊の南スーダン派遣施設隊の日報に対する情報公開請求等に対し、当該文書が存在していたにもかかわらず文書不存在につき不開示の決定を行っていたことなどが発覚した。

### 森友学園問題

平成30年、森友学園問題をめぐり、財務省が作成した土地取引に係る決裁文書について、契約当時の文書と国会議員らに開示した文書の内容に違いがあり、問題発覚後に書き換えられた疑いがあると報じられた。

これらを受けて・・・「公文書管理の適正確保のための取組」  
(H30行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議)  
「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」  
(H31内閣総理大臣決定)

国において公文書の管理が喫緊の課題となっている。

## 近年の本市の公文書管理をめぐる問題

### 外部への文書漏えい

政策方針を協議する場での発言を書き留めた資料が、**適正な手続を経ることなく外部や関係団体に流出**し、誤解と混乱を招く事態に至った。

### 決裁文書の決裁後の差替え

情報公開された文書の誤りが指摘され、調査した結果、公開請求の相談を受けた段階で、**適正な手続を経ずに文書の差替え**が行われ、公開請求者に渡されていたことが判明した。

財政的支援の協力文を通知するときに、支援すれば入札・契約等の条件をクリアするという文章に**決裁時から変更して通知**したところ、お願いが強要にとられ、市議会で指摘を受けた。

現在、本市においては



それぞれが公文書の取扱いに関する規程を定めている。

※宇部市文書取扱規程  
宇部市教育委員会文書取扱規程 等



条例

公文書管理に関する市全体の統一したルールが必要である。

これまでの公文書の取扱いと何が変わるのか？

- ①公文書の**永年保存**がなくなり、保存期間は全て**有期**となる。（最長30年の予定）
- ②保存期間に達した段階で、**選別作業**（歴史公文書として**永久に保存**すべきものか、**廃棄**すべきものか）をしなければならない。
- ③歴史公文書としたものについては、市と市民の共有の財産として**市民に利用**してもらおう。

# 公文書管理のフロー図

